

鳥取県選挙管理委員会告示第71号

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成19年7月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙

- (1) 日 時 平成19年7月13日 午後5時10分
- (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室

2 参議院比例代表選出議員選挙

- (1) 日 時 平成19年7月16日 午前10時
- (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室